

第3章 まちづくりの基本方針

3-1. まちづくりの基本理念と将来像

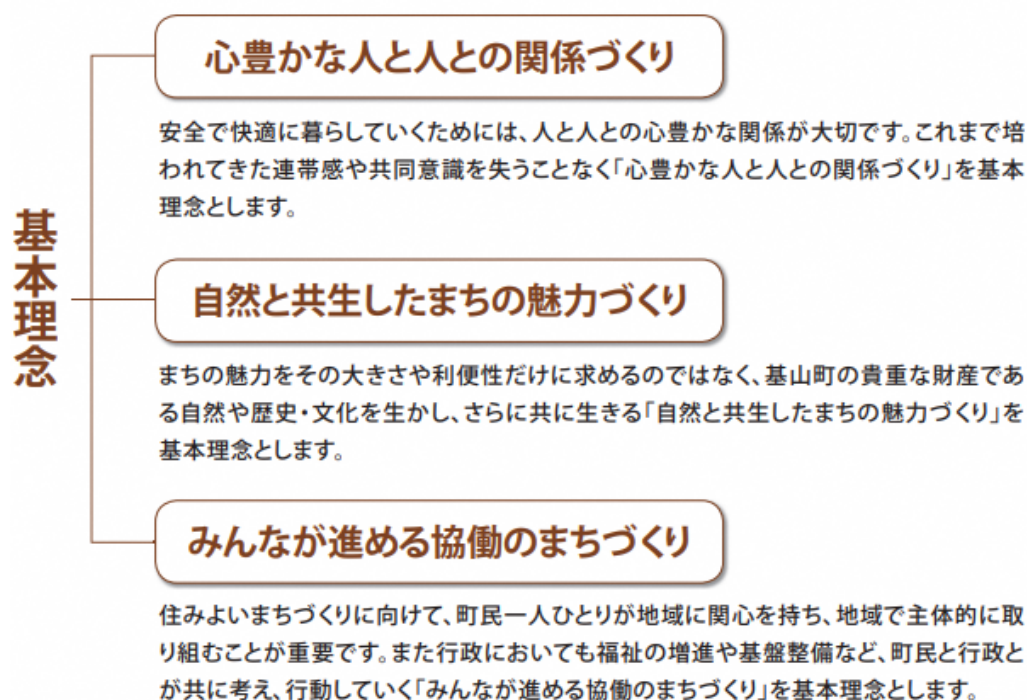
本町のまちづくりの基本方針として、上位計画である「第5次基山町総合計画」に示される「基本理念」と「基山町がめざす将来像」、「まちづくりの方向性」を踏襲します。

3-1-1. まちづくりの基本理念

これまで基山町において基本理念は、第1次総合計画から今日までめざすべきまちづくりの方向として、安易に変更するものではなく、将来においても維持されるべき性質のものとして位置づけられ、時代の潮流を踏まえた新たな視点を付加しながら掲げられてきました。

都市計画マスタープランにおいても、基山町がこれまで大切にしてきた精神として、基本理念はそのまま継続します。

総合計画での基本理念（都市計画マスタープランの基本理念）



将来像は、まちづくりの基本理念を踏まえ、基山町の誇りである「アイ」を大切に、**住む人にも訪れる人にも満足度 NO.1 のまち基山**をめざします。

総合計画での基本構想（都市計画マスタープランの基本構想）



3-1-2. 基山町がめざす将来像

基山町は、昔ながらのあたたかい地域性の残るまちです。これを最大限に生かし、これからの基山町は、今を生きる全ての世代に心をつくし、大切に育ててゆくことが重要です。基山町で暮らすステイタスは、基山町という大家族のもとで、心豊かに暮らせること。生まれたての赤ちゃんから、わんぱくに駆け回る子どもたち、基山の明日を担う可能性あふれる学生たち、懸命に働く大人たち、子どもとともに成長する子育て層、経験値溢れるシニア層、豊かな余暇を送る高齢者、その全ての人々が互いに心を通わせ合うことのできるまちをめざします。

また、基山町に訪れた人たちにも、心を込めたおもてなしをつくし、**住む人にも訪れる人にも満足度 No.1 のまち基山**を実現していきます。

そのためにも、基山町の魅力を効果的に発信することで、基山町に暮らす人々が誇りをもち、訪れる人を引きつけるシティプロモーションによってまちを総合的にプロデュースしていきます。

総合計画での将来像（都市計画マスタープランの将来像）

「アイが大きい基山町」とは？（誇りと想い）

基山町は他よりちょっと  が大きいまちです



きざん
基山町のシンボル「基山」が大きな誇りです。



基山町は「ひと」が大きな誇りです。



I (愛) 基山町は「愛」が大きな恋人の聖地です。



i - (information) 基山 PA は九州に向けての基山情報の発信基地です。



+ idea で、住民のみなさんのアイデアであふれています。

基山町は、たくさんの人が集う「**出会い(i)**」のまちです。

基山町のシティプロモーション※

※「シティプロモーション」

まちの魅力をさまざまな方向から発掘、創造し、それらを地元だけでなく、町外の人たちとも共有し合うことによってまちそのものの価値や印象を高める取組。

将来像そのものをシティプロモーションとして展開し、町民の合い言葉として、広く町内外に浸透させる発信型のまちづくりを行います。

基山町がめざすまちの将来像「アイが大きい基山町」を合い言葉として共有することで、町内外の人が持つ基山町のイメージを一致させ、新たな基山町のまちづくり戦略をおこないます。

3-1-3. まちづくりの方向性

第5次基山町総合計画では、基本理念と基山町のめざす素将来像を実現するため、「まちづくりの方向性（基本計画）」を定めています。

総合計画でのまちづくりの方向性（基本計画）



このうち、都市整備に関する方向性を都市計画マスタープランの方向性とします。

都市整備の方向性	
①自然＋idea	自然と身近にふれあえる環境を保全し、自然との共生を図りつつ、産業用地や住宅用地確保のための取組を行い、新たな雇用創出や定住人口増を繋げます。 併せて、安心して安全に通行できる交通基盤の整備と、交通の要衝としての強みを活かし、町内の移動ニーズに応じた交通体系の構築を目指します。
②教育＋idea	史跡、文化財等を地域資源として保全・活用したまちづくりを行います。
③にぎわい＋idea	農地を地域で適正に維持管理し、収益性の高い農業をめざします。利便性の高い地域特性を活かし、地域に根ざした未来を担う企業誘致をめざし、人口増加やにぎわいに繋げます。基山駅周辺などを中心に都市機能の充実を図り、活気ある環境づくりをめざします。
④安心安全＋idea	すべての人が安全・安心・快適に暮らせるまちづくりをめざします。
⑤協働＋idea	単独自治体として運営可能な財政基盤の確立をめざします。

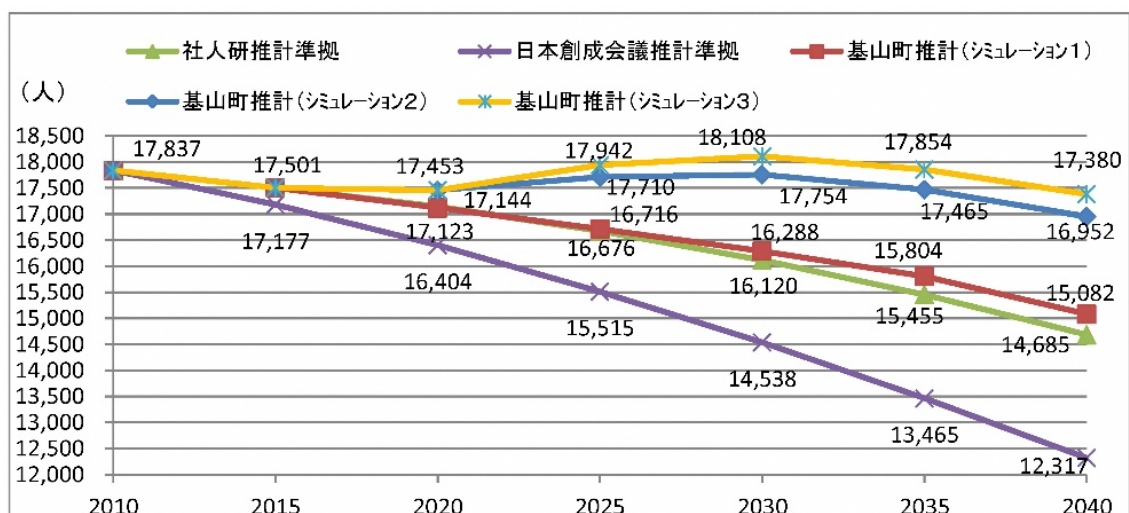
3-2. 将来人口

全国的に人口減少が進む中、本町の人口も平成12年をピークに減少傾向にありましたが、平成28年より実施している移住定住施策によって横ばいに転じています。

「基山町人口ビジョン（令和2年4月改訂）」では人口動向や将来人口推計の分析結果を踏まえ、住宅施策、空き家対策等人口増施策に取り組むことで、2040年の目標人口を17,380人としています。

基山町の良さでもある豊かな自然環境を維持しつつ、町内の拠点となる箇所に必要な機能や人口集積を図り、集落と拠点を地域公共交通でつなぐなど、目標値を達成するための事業や施策を展開していきます。

人口ビジョンにおける基山町の人口推計



3-3. 都市整備の方向性

①自然+idea

- ・ 駅周辺の高度利用や市街化区域の農地や低・未利用地の活用とともに、利便性の高い箇所にある農地の秩序ある転用を行い、以下の用地の確保を図ります。
 - 将来の目標人口を受け入れるための住宅用地
 - 交通の要衝であり需要が高い産業用地
- ・ 子どもたちが安全に遊べる山、ホテルが飛び交う水辺など基山町の自然とふれあう環境を守り、自然との共生に取り組みます。
- ・ 基山町公共下水道全体計画に沿った事業推進を行います。
- ・ 低炭素社会に適応した循環型の暮らしを実現するため、バイオマスや太陽光発電などの新エネ・省エネ対策に取り組みます。
- ・ 交通の拠点となる駅周辺や高速基山 PA を基山の顔となる拠点づくりを行います。
- ・ 交通の要衝地であり、町外への交通網は充実している反面、町内の交通網は脆弱であるため、移動ニーズに応じた交通体系を構築します。
- ・ 生活道路における安全性・快適性を確保するため、歩行者、自転車を含めた生活道路の整備を図ります。

②教育+idea

- ・ まちの貴重な文化財（文化遺産）を保全・活用することで、基山が誇る文化や歴史を広く情報発信します。

③にぎわい+idea

- ・ 担い手農家や認定農業者、農業経営に意欲のある農業者に対して農地集積を推進し、農業の維持管理の強化を図ります。
- ・ 調整区域内の農地をフル活用し、農産物のブランド化や6次産業化の推進を図りながら、魅力ある農業や特産品の販路開拓を推進します。
- ・ 交通利便性のよい箇所や既存の工業団地を補完する箇所については、企業誘致を図るために産業用地の拡大に努めます。
- ・ 空き店舗を活用するなどし、基山駅周辺の中心市街地の活性化を図ります。

④安心安全+idea

- ・ 高齢者をはじめ、すべての町民にとって暮らしやすいよう、ハード及びソフトの物心両面からのユニバーサルデザインによるまちづくりに取り組みます。
- ・ 近年の犯罪の多様化に対応するため、関係機関や地域一体となった防犯活動を行います。
- ・ 地震や豪雨などの自然災害に備えるため、ハード・ソフト両面から災害対策を推進します。

⑤協働+idea

- ・単独自治体として運営可能な財政基盤確立のため、公共施設などの整備は、公共施設等総合管理計画において一体的な方向性を明確化するとともに実施計画に基づき計画的な整備を図ります。

3-4. 将来のまちの姿

3-4-1. 将来のまちの姿の考え方

今後、たとえ人口が減少しても基山町が自立して歩み続けていける「持続可能なまちづくり」を描くとき、基山町の貴重な財産である自然や歴史・文化を活かしつつ、拠点となる箇所に必要な機能や人口集積を図り、集落と拠点を地域公共交通でつなぐことが大切です。

基山町は佐賀県の東の玄関口で、福岡都心までわずか20分と非常に立地に恵まれており、九州内交通の基幹となる国道3号やJR鹿児島本線、高速バス停など九州の陸上交通の要衝地であるとともに、佐賀県内で初めて国の特別史跡に指定された日本を代表する「基肄城跡」があり、ホテルが飛び交う川といった豊かな自然環境があります。

このため、将来像の実現と都市整備の方向性に基づき、町域をいくつかの土地利用等まとまりがあるゾーンに分け、都市と自然との共生を図りながら、それぞれが有機的に機能するまちづくりを推進します。

将来のまちの姿は、拠点、軸、ゾーンの3つで構成します。

(1) 拠点

- 都市機能や基山町の歴史・文化・産業が集積し、人々の活発な交流を図る地区

(2) 軸

- 町内外の交流や結びつきを強めるネットワークを形成する道路や鉄道、河川沿い

(3) ゾーン

- 土地利用等のまとまりや共通の特性を持つ場所

3-4-2. 将来のまちの姿

(1) 拠点

中心生活拠点	●基山町の中心拠点として商業や業務施設の集積を目指し、日常的に必要な機能を提供する場 立地適正化計画における基山駅周辺都市機能誘導区域周辺を中心生活拠点に位置付け、商業や業務施設の集積を図ることによって、日常的に必要な機能を提供していきます。
行政機能拠点	●行政サービス、福祉等の機能集積を活かし、文化性の高い環境を提供する場 基山町役場、保健センター、町民会館周辺を行政機能拠点とし、行政サービス、福祉等の機能集積を活かし、質の高い行政サービス等を提供していきます。
文化交流拠点	●多世代が集まる機能の集積を活かし、世代を超えた学びと交流を提供する場 基山町立図書館、基山小学校、基山中学校、基山中央公園、基山町福祉交流館、基山町多世代交流センター憩の家周辺を文化交流拠点とし、多世代が集まる機能集積を活かし、世代を超えた学びと交流を提供していきます。
生活交流拠点	●身近な商業施設の立地を目指し、周辺住民に利便性の高い環境を提供する場 JR けやき台駅周辺を生活交流拠点とし、身近な商業施設の立地を目指すことで、周辺住民に利便性の高い環境を提供していきます。
広域交通拠点	●町の広域的な玄関口として、九州各地への高いアクセス環境を提供する場 JR 基山駅と高速基山停留所を広域交通拠点に位置付け、鉄道や高速バスによって九州各地にアクセスできる環境を提供していきます。

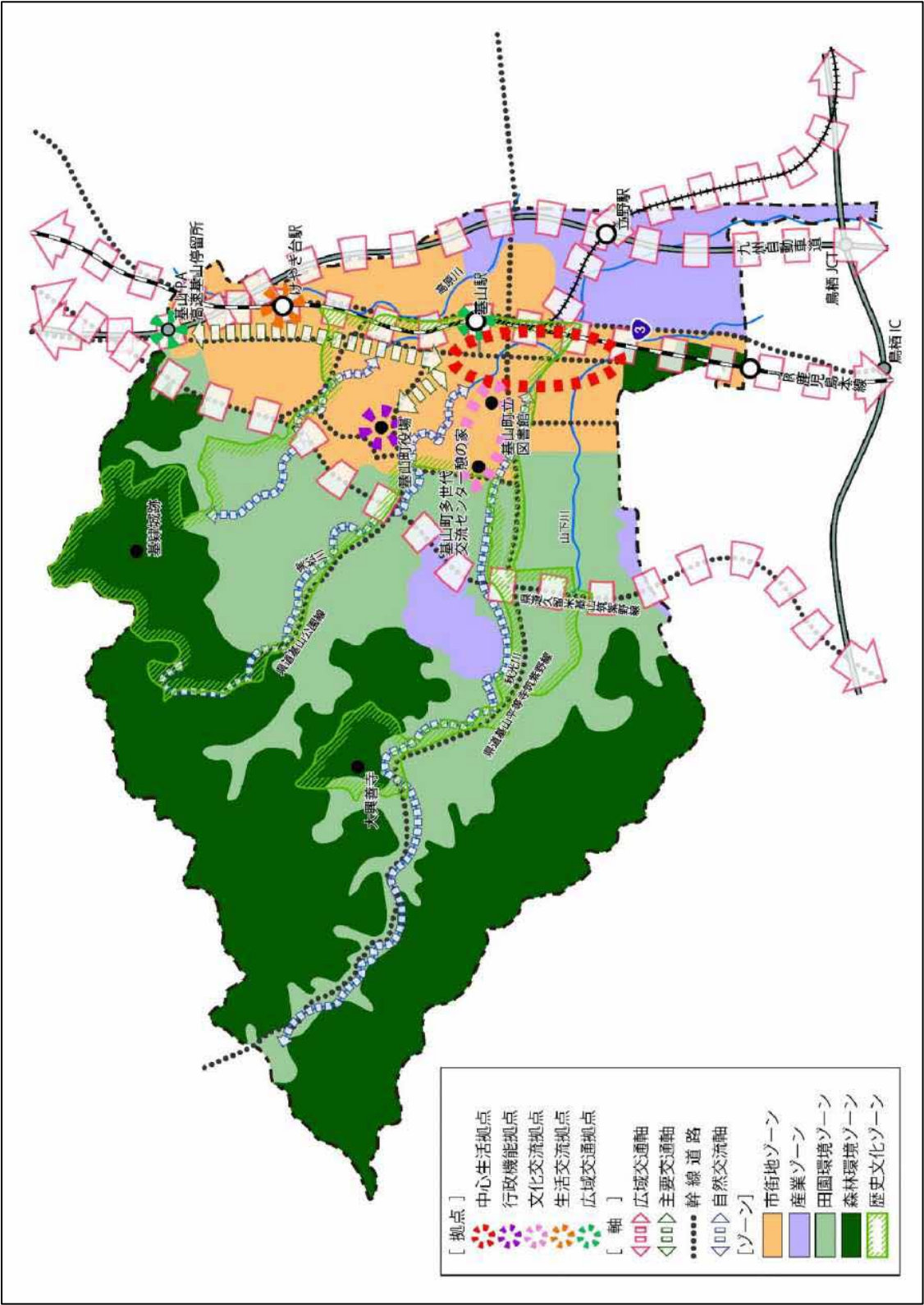
(2) 軸

広域交通軸	●町内外の拠点を相互につなぎ、人やモノの交流を促し活力を高める軸 本町を南北に貫く九州自動車道と国道3号、県道久留米基山筑紫野線とJR鹿児島本線及び甘木鉄道線を広域交通軸とし、人やモノの交流を促し、活力を高めています。
主要交通軸	●町内の拠点や市街地エリアにアクセスし、町全体の活力を高める軸 中心生活拠点から行政機能拠点、地域生活拠点、広域交通拠点（高速基山停留所）をそれぞれ結ぶ道路を主要交通軸とし、魅力ある市街地エリアとしての活力を高めています。 その他町内各所を結ぶ幹線道路についても、主要交通軸に準じる路線として、町内全体の活力を高めています。
自然交流軸	●丘陵地や農地と市街地をつなぎ、町全体に潤いをもたらす軸 本町を流れる秋光川、実松川、高原川、関屋川、山下川や九州自然歩道等を自然交流軸とし、交流を促し、魅力を高めています。

(3) ゾーン

市街地ゾーン	●良好な住環境と店舗によって形成される市街地 快適な住環境や商業、業務機能を維持することによって、利便性の高い市街地環境を形成していきます。
産業ゾーン	●工場・流通の集積により町内外の雇用と経済発展を支える場 工場や流通機能の集積を促すことによって、町内外の雇用と経済発展を支える環境を形成していきます。
田園環境ゾーン	●農地とそれに付随する集落環境を維持する場 農地や緑地を保全し、無秩序な開発を抑制しながら既存の集落環境を維持していきます。
森林環境ゾーン	●自然豊かな山間地域 脊振山系の良好な自然環境を保全するとともに、自然と歴史のふれあいの場として活用していきます。
歴史文化ゾーン	●町の歴史文化を後世に伝える場 市街地ゾーンや田園環境ゾーンにおける景観に配慮しながら、歴史資源を保全するとともにそれらを活用しながら町の歴史文化を多くの人に感じてもらえる環境を形成していきます。

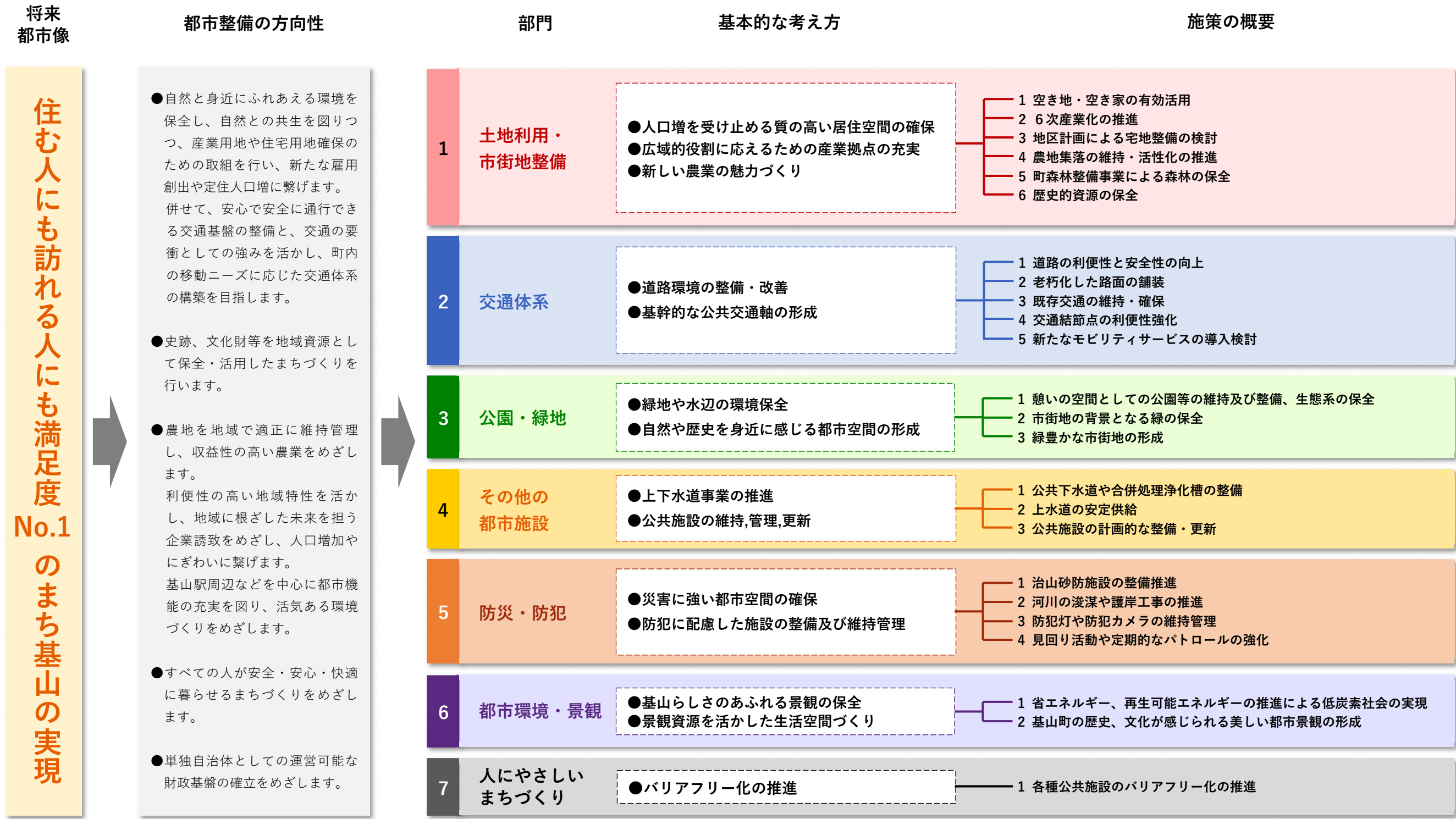
(将来都市構造図)



第4章 まちづくりの部門別方針

4－1．部門別方針の体系

「将来都市像」を実現するための全体構想として、「都市整備の方向性」に基づいて、以下のとおり部門毎に基本的な考え方と施策の概要を示します。



4－2．土地利用・市街地整備の方針

基本的な考え方

本町は佐賀県が策定している「都市計画区域マスタープラン」において、「鳥栖基山都市計画区域」に指定されています。基山町域は「市街化区域」と「市街化調整区域」に区分されており、住宅系・商業系・工業系に属する7種類の用途地域が指定されています。今後も基山町の特性を生かしながら土地利用の保全、都市施設の整備・更新、市街地開発事業の推進、地区計画の推進、都市環境の保全等を行うことで都市の将来像を実現します。

土地利用に関する方針は、それぞれのゾーンを用途に応じたエリアに分けて定めます。

4－2－1．町全体の土地利用の方針

都市と田園双方の魅力を有する本町の土地利用においては、**山地や農地等の豊かな緑を守りながら、それらと調和のとれたコンパクトで利便性の高い快適な市街地を形成していく**必要があります。そのため、市街化区域、市街化調整区域の区域区分を原則的に継続しつつ、駅周辺や利便性の高い箇所で人口集積や産業用地としての活用を図ることがふさわしいエリアや、6次産業化の推進により農業の魅力アップが図られるエリアについては、地区計画等の制度を活用して田園から都市的土地利用への転換を図ります。

①人口増を受け止める質の高い居住空間の確保（新市街地エリア）

「中心生活拠点」などの既成市街地の高密度化や、拠点に近く利便性の高い田園地域の秩序ある転用などにより、目標とする人口を受け入れるための居住空間の確保を図ります。

②広域的役割に応えるための産業拠点の充実（産業振興エリア）

交通の要衝地である地域特性を活かし、今後とも需要の増大が予想される産業用地の確保を図ります。

③新しい農業の魅力づくり（6次産業化推進エリア）

農産物のブランド化や6次産業化の推進を図りながら、魅力ある農業や特産品の販路開拓を推進するため、農産物を加工する工場等の誘致を推進します。

4-2-2. 土地利用に関する方針

市街地ゾーン

住宅エリア	○住居系用途を基本とした利便性の高い快適な住宅地を形成していくため、居住空間としての環境維持に配慮しながら、住宅と商業、業務系用途の建物との共存を適正に誘導していきます。 ○空き地・空き家を有効に活用するほか、基山町地域優良賃貸住宅の整備を推進することによって、移住定住の促進を図っていきます。
商業業務エリア	○店舗や事務所等が立地する JR 基山駅周辺と行政施設が集積する基山町役場周辺、小規模な利便施設の集積を目指す JR けやき台駅周辺は、それぞれの性質に応じた空間を形成するため、商業施設や行政施設等の維持・誘導を図っていきます。 ○JR 基山駅周辺においては、高度な土地利用を図る目的から商業施設や公共サービス機能と居住機能との複合的な機能の誘導を図っていきます。
沿道商業エリア	○自動車による利用を目的とした商業施設が集積している国道3号沿道は、引き続き沿道商業施設の充実を図っていきます。 ○住宅の立地を住宅エリア、商業業務エリアに誘導することにより、沿道商業エリアとしての環境維持を図っていきます。
新市街地エリア	○町内外からの高い宅地需要に対応するために、JR 基山駅や JR けやき台駅の近隣に位置する市街化調整区域においては、地区計画による宅地整備を検討します。 ○宅地整備に当たっては、良好な住環境の形成を目的として電線類の地中化を検討していきます。

産業ゾーン

産業エリア	○効率的な事業活動ができる環境の形成はもとより、公害防止の観点から周辺環境への影響を最大限に配慮し快適な産業空間を形成していきます。 ○交通利便性が高く、工場や流通施設の需要が高い地区については、地域住民の意向も聞きながら周辺環境に配慮した地区計画の策定を検討します。 ○住宅の立地を住宅エリア、商業業務エリアに誘導することによって、工場や流通施設の操業環境維持を図っていきます。
産業振興エリア	○基山グリーンパーク周辺及び県道本郷・基山線以南・国道3号以東の市街化調整区域においては、周辺の工業用地と一体的な土地利用を図るため、地区計画を用いながら産業用地等の確保を目指します。 ○既存の工業団地と併せて町内における産業・流通の機能強化を図るために、容積率の緩和を検討します。

田園環境ゾーン

農地環境エリア	○貴重な緑地空間としての役割を果たしている農地の持つ機能や役割を持続させるために、特に農用地区域に指定されている農地を中心に環境を保全していきます。 ○農業従事者の高齢化により後継者、担い手不足が問題となっているため、認定農業者、集落営農、新規就農者、女性農業者、一般法人の農業参入等の意欲ある担い手の育成・確保に向けた取組を行います。 ○近年イノシシや鳥類などといった有害鳥獣による農作物への被害も拡大していることから、関係機関や地域との協力により、有害鳥獣の効率的な防除への支援を行います。
農地集落エリア	○里地里山の美しい景観を損なわないように、農地等の適正な維持管理を推進します。 ○50 戸連たん制度等の開発許可制度を運用することにより、集落機能の維持・活性化を図ります。
6 次産業化推進エリア	○県道久留米基山筑紫野線以东の市街化調整区域は、農林業・製造業・小売業との総合的かつ一体的な推進によって、地域資源を活用した新たな付加価値を生み出す「6 次産業化」を推進していきます。 ○町内で採れた農産物を加工する工場や販売所の立地によって、新たな産業の創出を目指します。 ○6 次産業化施設の誘致を推進するために、容積率の緩和を検討します。

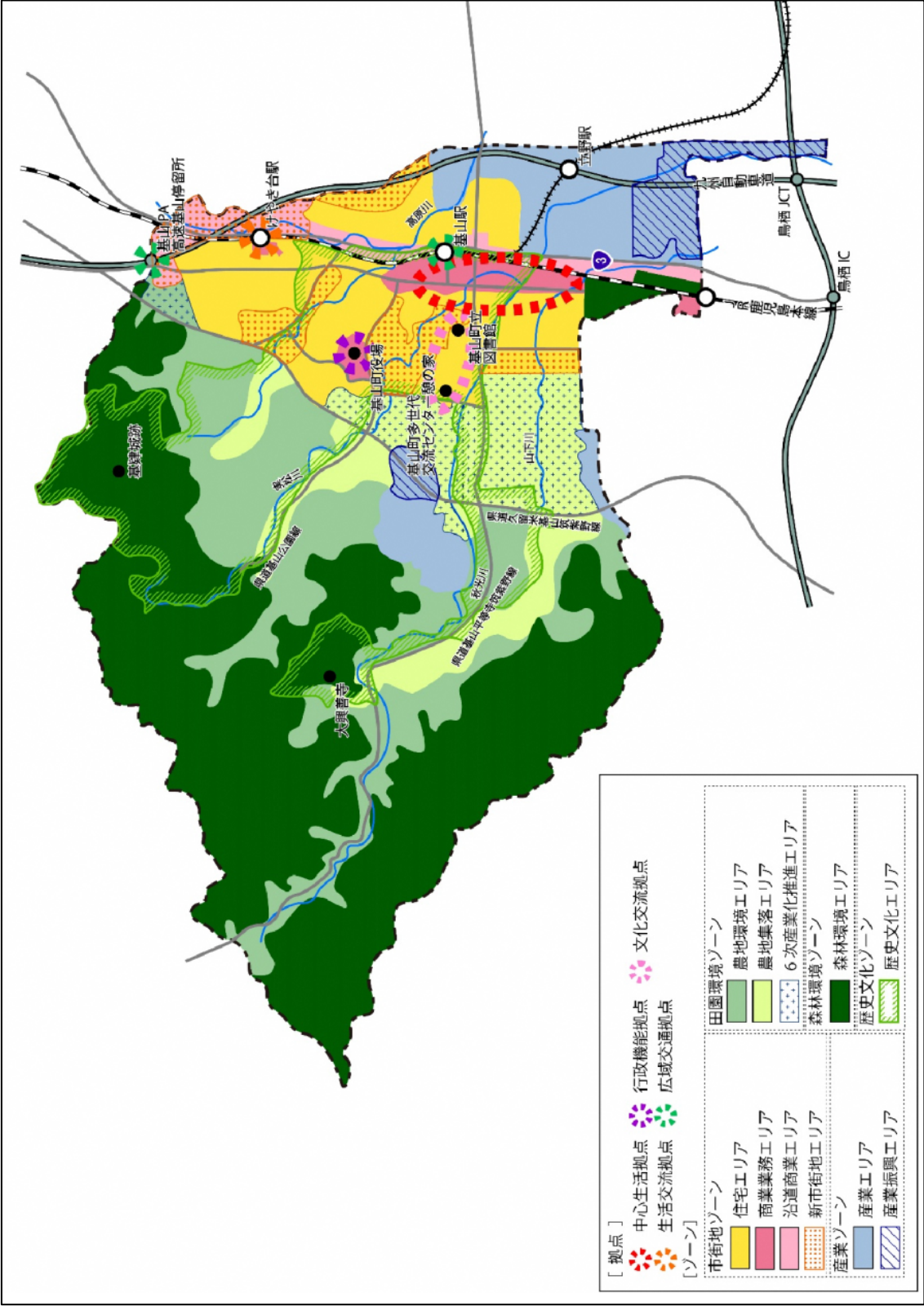
森林環境ゾーン

森林環境エリア	○森林環境譲与税を活用した町森林整備事業による森林の保全を行います。 ○森林の大切さを知る機会や森林とふれあう機会の創出による啓発を推進します。
---------	---

歴史文化ゾーン

歴史文化エリア	○市街地ゾーンや田園環境ゾーン内のエリアにおいては、景観に配慮しながら、歴史資源を保全するとともに、それらを活用しながら町の歴史文化を多くの人に感じてもらえる環境を形成していきます。 ○森林環境ゾーン内のエリアについては、歴史資源の保全を行いながら史跡景観に配慮した整備を行うことで文化資源としての活用に努めます。 ○町内の歴史資源をより多くの人に発信することを目的に、ガイダンス施設の整備場所について検討・確保を図っていきます。
---------	---

(土地利用方針図)



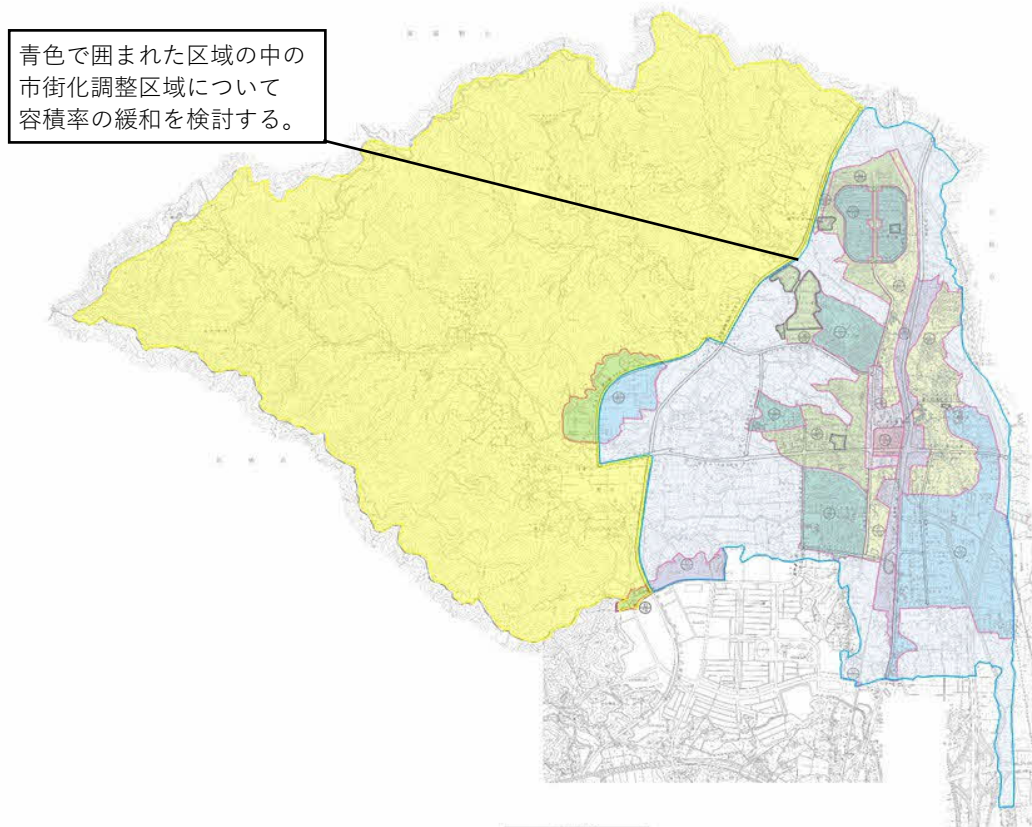
容積率の緩和について

総合計画において産業用地の拡大をまちづくりの方針と掲げ、流通・工業用地の確保による企業誘致の促進を図り、新たな雇用創出や定住人口増につなげるとしています。また、佐賀県の鳥栖基山都市計画区域マスタープランにおいて、本地域は東部地域の中心都市及び佐賀県の東の玄関口として、産業・研究開発、商業棟の都市機能や流通業務機能の強化を目指す地域と位置付けられており、流通業務団地等の都市施設の整備などによる広域物流拠点などの形成に取り組むとされています。加えて、鳥栖インターチェンジに近接する地区は、流通施設の立地需要や流通の高度化・多様化に対応するために、広域物流拠点の形成を図るとされ、既に整備されている主要な工業団地は工業拠点として機能の強化・育成を図ると明記されています。

近隣市町の建築形態規制状況をみると、福岡県筑紫野市、小郡市では市街化調整区域全域、鳥栖市では九州自動車道以南及県道久留米基山筑紫野線以東は容積率 200%となっており、本町の現行規制値（容積率 100%）では地区計画等により産業用地を拡大したとしても建築できる建築物の規模が限られてしまい、町のまちづくり方針に支障をきたすため、容積率の緩和を検討します。

容積率緩和を検討するエリアとしては、広域幹線道路である県道久留米基山筑紫野線以東及び基山グリーンパークを縦断する都市計画道路黒谷線と県道基山公園線、県道基山平等寺筑紫野線に囲まれた区域とします。

（建築形態規制地検討位置図）



4－3．交通体系の方針

基本的な考え方

広域交通軸と町内の各地区を結ぶ幹線道路は、町民の日常生活に密着した重要な移動経路としてだけでなく、鳥栖市や筑紫野市、小郡市といった近隣自治体と本町を結ぶ主要なアクセスルートとしての役割を担っています。

また、生活道路は町民の日常生活に最も密着した都市基盤施設として、重要な役割を担っています。歩行者・自転車・自動車が安全で安心して通行できる道路環境の整備・改善を図ります。

基山町の強みとして、近隣市町に容易にアクセスできる利便性がある一方で町内を移動するための交通手段が脆弱です。コンパクトで持続可能なまちの実現に向けて、町内の各拠点を結ぶ基幹的な公共交通軸の形成を目指します。

4－3－1．道路の方針

幹線道路	○町民の日常生活や経済活動における安全で円滑な移動を確保するため、幹線道路の整備を計画的に推進し、道路の利便性と安全性の向上を図っていきます。 ○長期未着手となっている都市計画道路については、課題を整理するとともに、計画的に整備を推進していきます。 ○新規道路の整備については、道路の果たす役割、まちづくりの将来像を踏まえ、費用対効果を検証しながら検討していきます。
生活道路	○「基山町舗装維持管理計画」に基づき、老朽化した路面の舗装を計画的に推進していきます。 ○地域の要望に応じて、幅員の狭い箇所の解消等を進めていきます。

4－3－2．歩道等の方針

歩道	○通学路については、安全な通学環境を確保するためカラー舗装によって安全に歩くことができる環境を確保していきます。 ○歩行者が安全で快適に移動できる歩行空間を確保していきます。
散策路・遊歩道等	○歴史的風致維持向上計画に関する整備方針・事業計画に従って基肄城跡散策路整備を推進していきます。 ○町内主要箇所には歩行者向けの案内板を設置することによって、まちなかへのにぎわいの誘導を図っていきます。

4－3－3．公共交通に関する方針

① 既存交通の維持・確保

鉄道（JR、甘木鉄道）、高速バスが持つ広域ネットワークにより、周辺市町へのアクセス利便性を確保するとともに、町内の移動についてはコミュニティバスなどの町民の移動ニーズに応じた地域内生活交通の維持・確保に努めます。

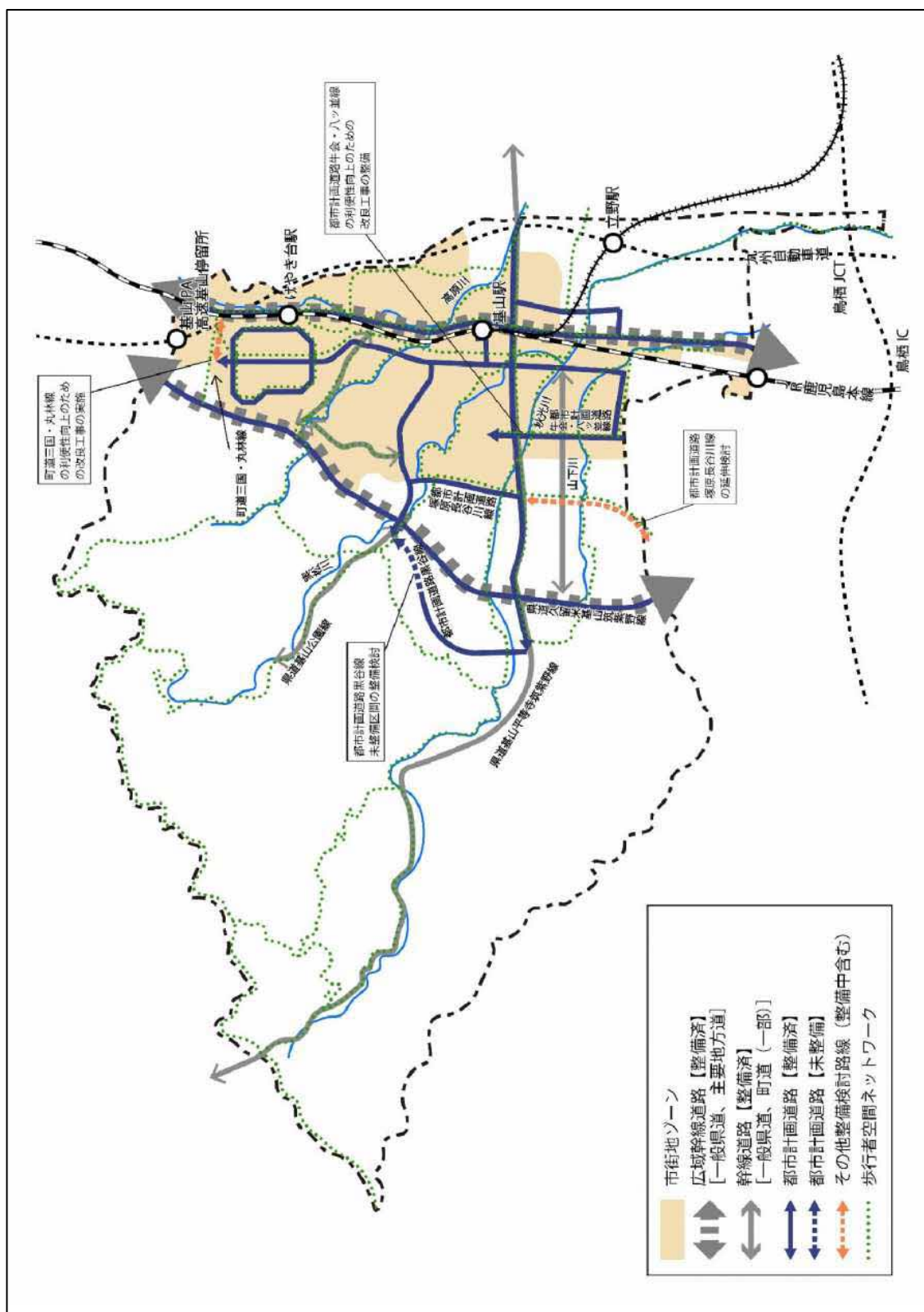
② 交通結節点の利便性強化

交通結節点へのアクセス利便性の強化や乗り継ぎ利便性の向上を図り、誰もが使いやすい地域公共交通サービスを目指します。

③ 新たなモビリティサービス導入の検討

地域ニーズに合った地域内輸送の在り方として、多用な地域輸送資源の活用も踏まえた新たな交通体系を検討します。また、自動運転技術の活用やクリーンエネルギーをテーマとして、将来に向けた公共交通体系の研究を行います。

(道路・交通体系図)



4－4．公園・緑地の方針

基本的な考え方

基山（きざん）を主峰とする山林丘陵地とそれを源とする河川、農地等の豊かな自然環境は、身近な緑を感じられる空間、環境浄化や気象緩和、災害の防止、多様な生物の生息環境等の多面的な機能を持っています。

これらの緑地や水辺の環境を今後とも保全していくとともに、自然景観や史跡、文化財等の地域資源を活用し、自然や歴史を身近に感じる都市空間の形成を図ります。

4－4－1．憩いの空間としての公園等の維持及び整備、生態系の保全

町民参加による公園整備や都市緑地の在り方検討を図るほか、町民の環境美化に対する意識向上を図ることで、環境美化を推進していきます。

また、町内の山林エリアには絶滅危惧種であるオキナグサが自生している一方で、外来種の侵入による生態系への攪乱が問題視されていることから、生態系の保全についても推進していきます。

4－4－2．市街地の背景となる緑の保全

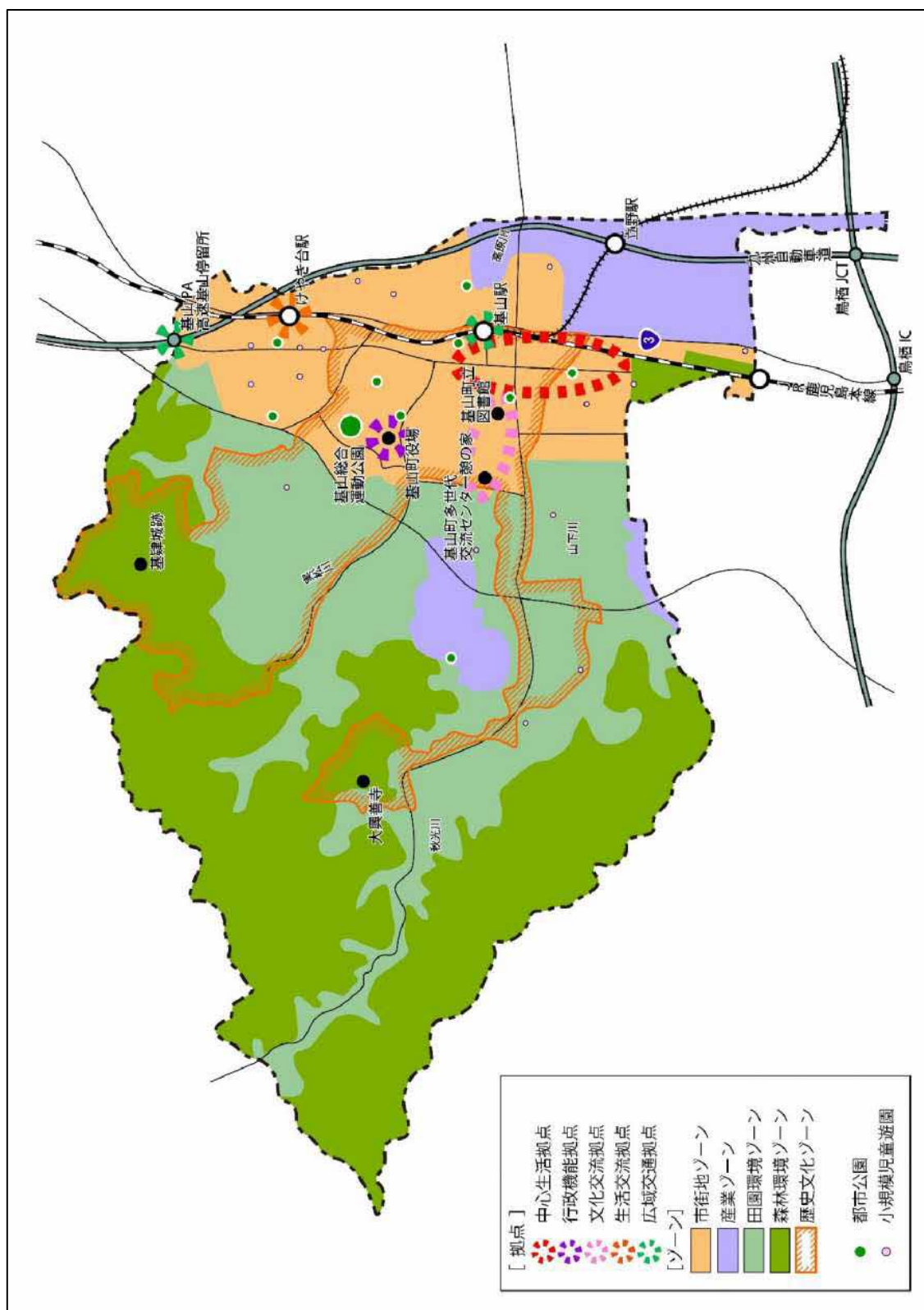
市街地の背景をなす山林や農地等の緑地、河川やため池等の水辺は豊かな自然環境の骨格となっているばかりではなく、環境浄化や災害の被害抑制、多様な生物の生息環境、農業生産基盤や身近なレクリエーション空間等の多面的な機能を持っています。

自然環境を保全していくために、山林や農地、河川やため池等の適正な管理を推進していきます。

4－4－3．緑豊かな市街地の形成

公共空間においては街路樹の維持管理と併せた緑化推進を図るほか、地区計画制度を活用し、住宅地や産業団地が整備される際は、佐賀県が定める基準に従い、適切な規模の緑地を整備します。

(公園・緑地方針図)



4－5. その他の都市施設の方針

基本的な考え方

快適で健康的な生活を安全で安心して送るためには、生活環境、衛生、防災・防犯面に対応した都市施設の整備が不可欠です。

特に上下水道は、健全な都市活動と町民生活を維持していくために欠かせない都市施設であるため、上水道については周辺市町と広域的に連携し、事業を推進していき、下水道については、「基山町公共下水道全体計画」に基づいて事業を実施していきます。

良好な町民サービスを提供するための公共施設については、適切な維持・管理・更新を進めていきます。

4－5－1. 公共下水道や合併処理浄化槽の整備

下水道整備計画推進のため、令和 7 年度までに基山污水ポンプ場の整備を予定しています。また、順次下水道整備計画区域内の整備区域を拡大し、令和 17 年度の下水道事業完了を目指します。加えて、公共下水道計画区域に含まれていない箇所において、合併処理浄化槽の整備・維持管理に対しての個人負担支援策を継続的に実施します。

4－5－2. 上水道の安定供給

本町では、佐賀東部水道企業団により給水サービスが行われ、現在の上水道普及率は、93.7%（令和 4 年 3 月末時点）となっています。

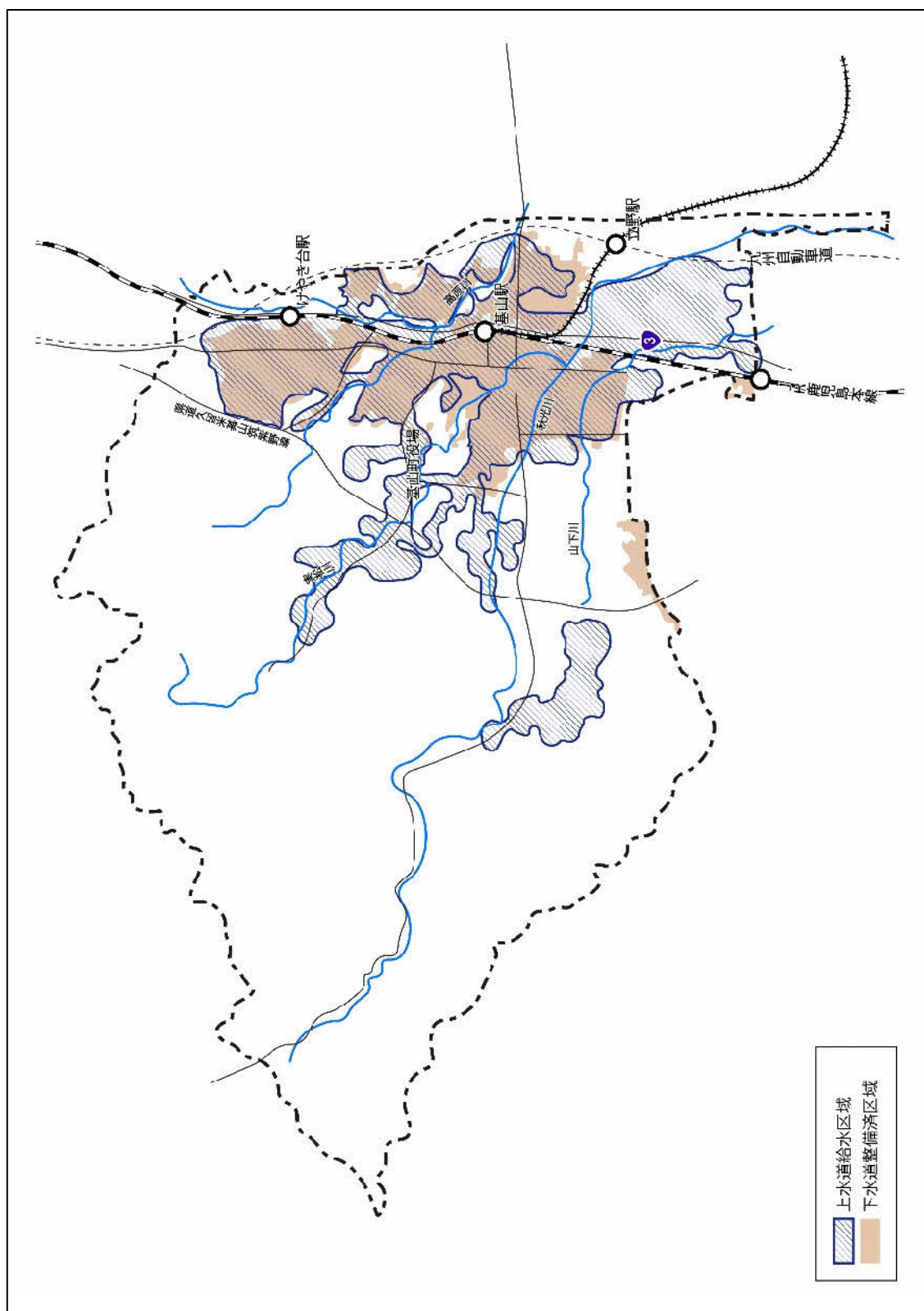
佐賀東部水道企業団や周辺市町と広域的に連携し、水道施設の整備や水質管理を働きかけていきます。

4－5－3. 公共施設の計画的な整備・更新

「基山町公共施設等総合管理計画」に基づき公共施設の整備・更新を進め、公共施設の適切な更新・管理・維持を進めていきます。

個別施設毎の具体的な対応方針を定める長寿命化計画を策定し、その内容に基づき計画的に修繕等を行います。

(その他都市施設方針図)



4－6．防災・防犯の方針

基本的な考え方

本町では、台風、豪雨、地震など多種の災害発生要因を内包しており、近年では、平成30年7月の西日本豪雨では町内の住宅2棟が全壊する被害を受けました。今後とも、**町民の生命と財産を守っていくため、防災施設の整備や防災関連備品の充実を図り、災害に強い都市空間を確保します。**

また、犯罪は、県内では減少傾向にあるものの、子どもや高齢者等を狙った犯罪が悪質・巧妙化しています。このため、災害と同様に町民の生命と財産を犯罪から守り、安心して毎日の生活を送ることができるように、防犯に配慮した施設の整備や維持管理等を進めていきます。

4－6－1．災害に強い都市空間の確保

自然災害等から町民の生命と財産を守るため、今後とも防災施設の整備を図り、災害に強い都市空間を確保していきます。

自然災害に対しては、『基山町地域防災計画』や『基山町立地適正化計画』での防災指針の記載内容に基づき、住民を円滑に避難させるための対策や治山・砂防施設の整備推進を進めていきます。

また、町内を流れる河川については、浚渫や護岸工事の推進により激甚化する災害への対応を進めていきます。

4－6－2．防犯に配慮した環境整備の推進

全ての人が安心して暮らせるようにするためには、犯罪の起こりにくい環境を整備することが重要です。

そのため、既に設置している防犯灯や防犯カメラの維持管理を進めるほか、地域での見回り活動や定期的な巡回パトロールの強化を行います。

そのほか、警察との連携による危険箇所についての情報共有や出前講座の実施によって防犯対策に努めます。

Map of Yamaguchi Prefecture showing flood risk areas. The map displays the Yamaguchi River and its tributaries, including the San'yō River, Sagami River, and others. It highlights areas of potential flooding with different colors corresponding to water depth. Key locations marked include Yamaguchi City, Yamaguchi Station, and various reservoirs. A legend in the bottom right corner defines the symbols and colors used.

Legend:

- 避難所 (Evacuation site)
- 備蓄倉庫 (Storage warehouse)
- 市街地ゾーン (Urban zone)
- 土砂災害特別警戒区域 (Special警戒 area for soil disasters)
- 土砂災害警戒区域 (警戒 area for soil disasters)
- 浸水想定区域 (Flooded area)
- 浸水深 0.5m 未満 (Less than 0.5m)
- 浸水深 0.5 ~ 3.0m (0.5 ~ 3.0m)
- 浸水深 3.0 ~ 5.0m (3.0 ~ 5.0m)
- 浸水深 5.0 ~ 10.0m (5.0 ~ 10.0m)
- 浸水深 10.0m 以上 (10.0m or more)

4-7. 都市環境・景観の方針

基本的な考え方

本町は、基山（きざん）を主峰とする緑豊かな山林丘陵地、歴史ある文化財が点在するのどかな田園風景に囲まれた快適な環境を持つ都市として、他に誇るべき環境や景観を有しています。

基山らしさのあふれる景観を保全し創造していくため、町民と行政が協働して基山町ならではの環境や歴史、文化等の景観資源を活かした生活空間づくりを進めていきます。

また、「基山町環境基本計画」に基づき、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進していきます。

4-7-1. 省エネルギー、再生可能エネルギーの推進による低炭素社会の実現

地球温暖化を防ぐための対策として、消費電力の低減や温室効果ガス（二酸化炭素等）の排出抑制などが挙げられますが、これらを町全体で進めていくことが重要です。

そのため、家庭や庁舎等における「緑のカーテン」の設置推進や、公共施設等への再生可能エネルギーの導入推進、庁用車の電気自動車等への計画的な更新によって環境負荷の軽減を図ります。

また、エネルギー問題や環境問題に対処するため、太陽光発電システムの導入を進め、新たな再生可能エネルギーの情報を提供し、普及啓発を促進します。

4-7-2. 基山町の歴史、文化が感じられる美しい都市景観の形成

本町の景観は、コンパクトな市街地の後背にのどかな田園と緑豊かな山林丘陵地が広がっていることが大きな特徴となっています。

そのほかにも、基肄城跡や長崎街道などの歴史資源も有しており、これらを保全することが本町の景観を保全するうえでも重要となっています。

さらに、『基山町歴史的風致維持向上計画』の方向性に基づき、歴史的建造物の保全や周辺エリアにおける景観の保全を図ります。

4－8．人にやさしいまちづくりの方針

基本的な考え方

全国的に高齢社会が進展している中、本町においても高齢化が進行しております。

また、障がいのある人も無い人も、ともに良好な生活を送っていくためには、障がいのある人が社会活動に参加しやすい環境を整えていく必要があります。

国のハートビル法や交通バリアフリー法の制定に伴い、本町ではこれまでも公共建築物や道路等の公共施設のバリアフリー化を進め、施設利用に当たっての障壁を除去するよう努めてきました。

今後とも、誰もが安全で安心して訪れ住むことのできる、人にやさしいまちを実現させていくために、新たな施設の整備や既存施設の更新時においてバリアフリー化を進めていきます。

4－8－1．各種公共施設のバリアフリー化の推進

道路や公園等多くの人を訪れる公共施設や拠点となる場所は、全ての人が安全で安心して利用できることが重要です。

このため、これらの新規整備や更新に際しては、年齢や性別、障がいの有無や度合いに関わらず、誰もが使えるユニバーサルデザインの考え方に基づき、バリアフリー化を進めていきます。

また、身体に重度の障がいを持っている人の日常生活を容易にするための環境形成を進めていきます。

第5章 まちづくりの地域別方針

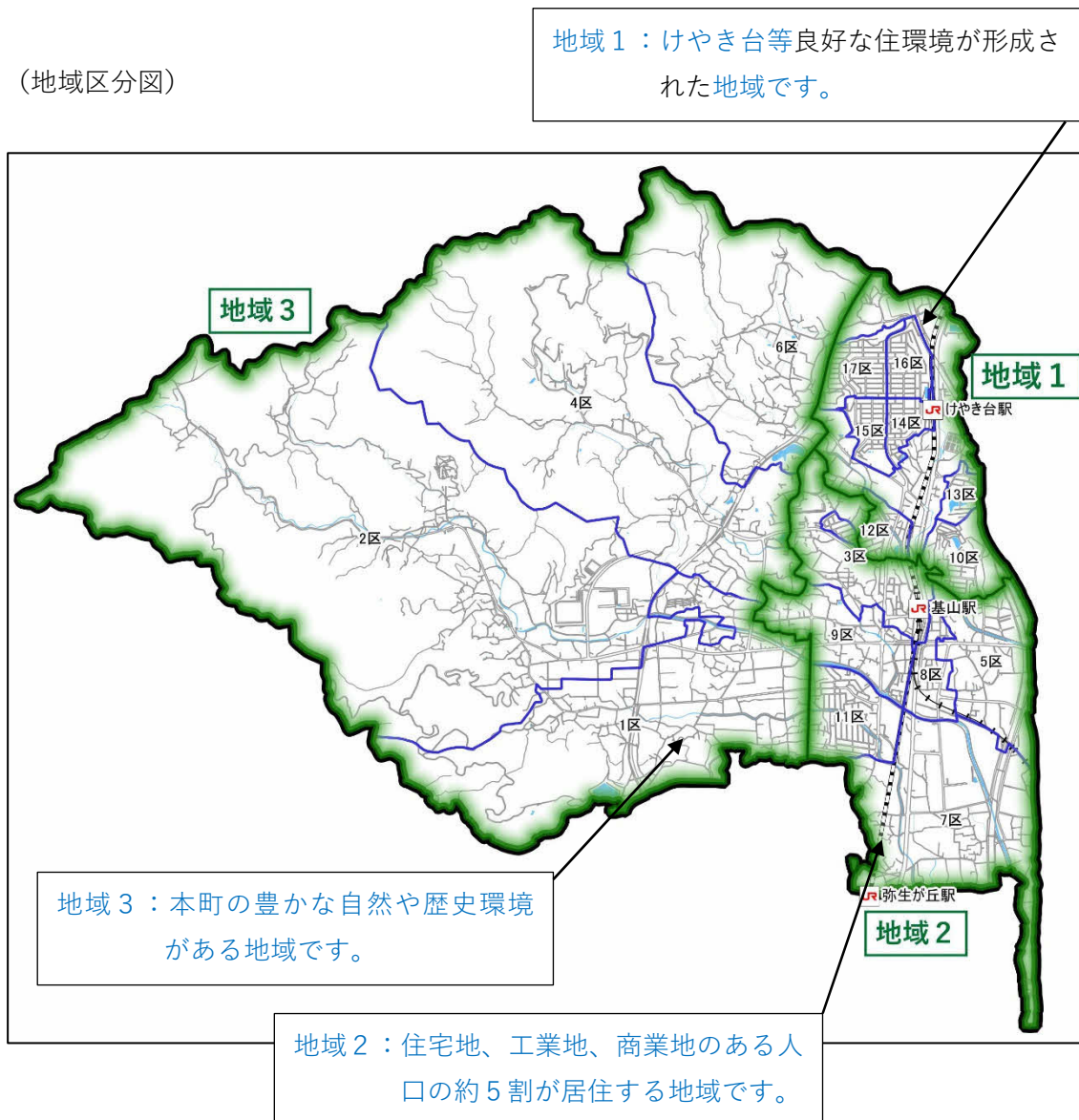
青字：前回計画を引き継いだ内容

地域別方針は、将来のまちの姿やまちづくりの部門別方針を受けて、地域の位置づけ等を踏まえて、「地域づくりの目標」、「整備方針」、「整備方針図」によって地域づくりの方向性を示します。

この方針は、地域住民が身近なまちづくりの目標を共通の認識を持って進めていくために活用します。

地域別方針の地域区分に当たっては、地形上のつながりや地域活動の一体性を考慮して3つの地域に区分します。

(地域区分図)



5－1．地域1における方針

5－1－1．地域1の特性

地域1は町の北東部に位置し、けやき台等比較的新しく開発された団地を有しています。

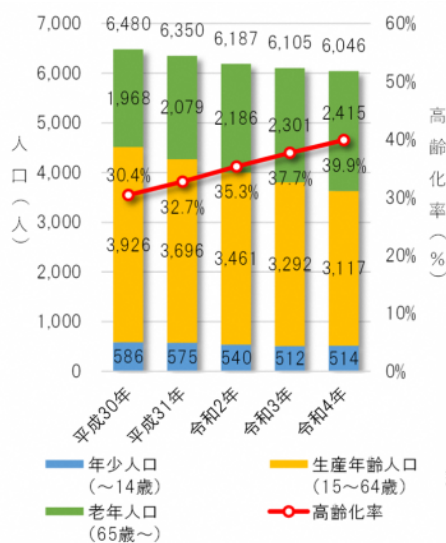
地区の北側に九州自動車道基山PAがあり、その中に九州最大級の高速バス停留所である高速基山停留所があります。

地区の中央を国道3号が通っており、沿道においては自動車の利便性に寄与する施設が立地しています。

人口動向を見ると、人口そのものは減少している一方で老年人口や高齢化率は増加傾向にあります。将来的には他地区と比較して最も高齢化率が高い地区となる見込みです。

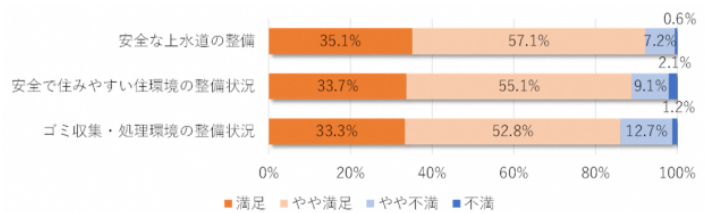
住民意向としては、上水道や住環境、ゴミ収集・処理環境については満足度が高い一方で、魅力ある中心市街地の形成や日用品の買い物の便利さ、利用しやすいコミュニティバスの整備状況については満足度が低くなっています。

地域1における人口動向



出典：住民基本台帳

地域1において満足度が高い指標



地域1において満足度が低い指標



出典：基山町都市計画マスタープラン策定にあたっての町民アンケート

5-1-2. 地域別懇談会の意見

令和4年1月に地域別懇談会を実施し、各地域の住民に基山町のまちづくりについて意見の聴取を行いました。地域1の主な意見は以下の通りです。

良いと思う点	・成熟した住環境で、コミュニティも良好 ・高台になっており、水害の心配もない ・緑と宅地のバランスが良い ・JRの駅があり、総じて交通の利便性が高い
悪いと思う点	・空き家の売り出しがされているが、築年数が経っており若い世代が買いたいとは思えない ・歳を取ったらプラスの出費が無くまちなかに移住できる生活環境があれば良い ・住宅を建てられる場所、用地が少ない ・買い物施設が無く不便 ・駅前に商業施設が無くなり、魅力がなくなっている ・今ある道の整備をしてほしい

5-1-3. 地域1の課題

【課題①】若者世代の移住定住の推進が必要

地域1は良好な住環境を形成している一方、老朽した空き家が立地している箇所があります。

そのほか、宅地需要が高い一方で、その需要に十分に対応できる用地が無いことから、老朽空き家の除却を推進するほか、必要に応じて住宅用地を確保しながら若者世代の移住定住を促進する必要があります。

【課題②】JR けやき台駅周辺の日常生活利便性の向上が必要

地域の拠点となる JR けやき台駅周辺においては、商業施設があまり立地していないため、日常生活に必要な機能の集積を図る必要があります。

【課題③】良好な住環境の維持が必要

住宅エリアの周辺に立地する緑を保全するほか、交通安全施設の整備などによって既に形成されている良好な住環境を維持する必要があります。

5-1-4. 地域づくりの目標

地域1における課題をふまえ、地域1におけるまちづくりの方針を以下の通り設定します。

- (1) 若者世代の移住定住の促進
- (2) JR けやき台駅周辺の日常生活利便性の向上
- (3) 良好な住環境の維持

5-1-5. 整備方針

地域1におけるまちづくりの方針を、[拠点]、[土地利用]、[道路・交通軸]、[自然環境]の4つの分野に設定します。

【拠点】

（生活交流拠点）

JR けやき台駅周辺においては、日常生活に必要な機能の集積を図り、周辺の住宅地のさらなる住環境の向上を図るほか、多世代が交流できる施設を活用し、地域交流の活性化を推進します。

（広域交通拠点）

高速基山停留所を気軽に利用できるようにするため、町内各所から高速基山停留所に容易にアクセスできる環境形成を進めます。また、基山PAにおいての町の情報発信を積極的に行っていきます。

【土地利用】

（市街地ゾーン）

住宅エリアにおいては、住宅としての利用を基本とし、空き地、空き家を有効に活用しながら移住定住の促進を図っていきます。老朽空家については補助制度を活用しながら除却を推進し、ゆとりある良好な住環境の形成を目指します。

また、白坂地区地区計画による建築物の用途制限等を継続することにより、良好な住環境を目指します。

商業業務エリアにおいては、日常生活に必要な機能の集積を図り、周辺の住宅地のさらなる住環境の向上を図ります。

沿道商業エリアについては、自動車利用を目的とした商業施設の集積を図り、住宅の立地については住宅エリアへの誘導を図ります。

新市街地エリアにおいては、地区計画による宅地整備を検討し、移住定住の促進を図っていきます。

（田園環境ゾーン）

農地環境エリアについては、農地の持つ機能や役割を持続させるために、特に農用地区域に指定されている農地を中心に環境を保全していきます。

6次産業化推進エリアについては、6次産業化施設の誘致を推進するために容積率の緩和を検討します。

【道路・交通軸】

町道三国・丸林線の改良工事を推進し、地域内の利便性向上を目指します。

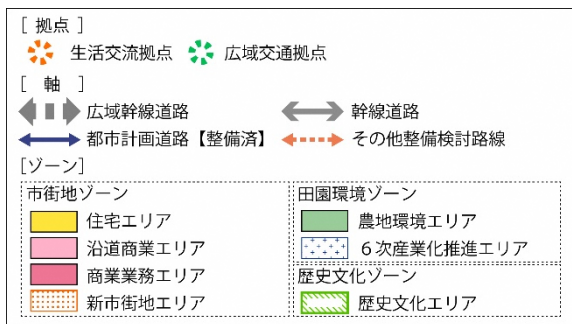
生活道路については、ラバーポールなどの交通安全施設や道路改良等によって、歩行者が安全に通行できる環境を目指します。

【自然環境】

「基山町環境基本計画」に基づき、豊かな自然環境を保全するための施策を推進します。

地域内を流れる河川の水質保全を図るため、定期的な水質検査を実施します。また、公共下水道計画地域内や宝満川流域下水道の下水道幹線等整備推進や下水道未整備地域の合併処理浄化槽の設置及び維持を推進します。

地域1のまちづくり方針図



5-2. 地域2における方針

5-2-1. 地域2の特性

地域2は町の南東部に位置し、中心生活拠点のほか、行政機能拠点、文化交流拠点の3拠点が近距離に立地しており、各拠点の回遊性を図る必要があります。

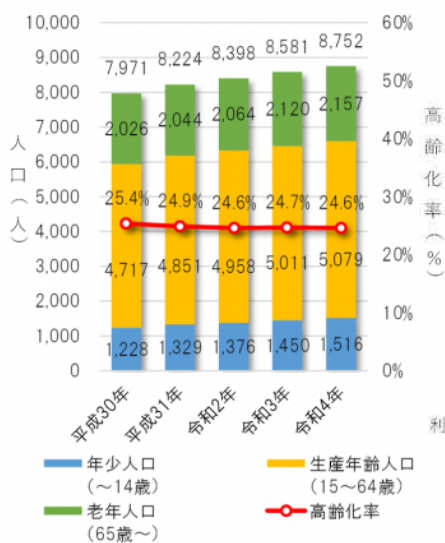
中心市街地である基山駅周辺においては、町民が日常的に利用できる施設の集積によって、さらなる魅力向上を目指す必要があります。

地区の南側は多くの工場が立地しており、今後も町の経済発展や雇用を維持・拡大していく必要があります。

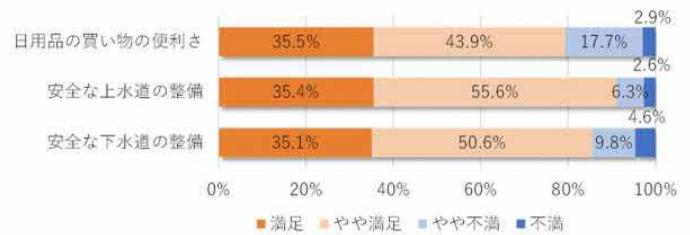
人口動向を見ると、全世代の人口が増加傾向にあり、移住定住施策によって多くの人が地域2に移り住んでいることがわかります。

住民意向としては、日用品の買い物の便利さや上下水道の整備に関する満足度が高い一方で、利用しやすい中心市街地の形成や利用しやすいコミュニティバスの形成、街路樹などの整備については満足度が低い結果となっています。

地域2における人口動向



地域2において満足度が高い指標



地域2において満足度が低い指標



出典：基山町都市計画マスタープラン策定にあたっての町民アンケート

5-2-2. 地域別懇談会の意見

令和4年1月に地域別懇談会を実施し、各地域の住民に基山町のまちづくりについて意見の聴取を行いました。地域2の主な意見は以下の通りです。

良いと思う点	・住環境がよく、適当な田舎感が良い ・駅に近く、便利な環境 ・耕作放棄地が少なく、稲作がされていた箇所も大豆畑に転用されている
悪いと思う点	・東西幹線が朝夕渋滞する（国道3号への接続の改善） ・地区によっては危ない道路が多い ・農地の形状が悪く、後を継ぐ人がいない ・高齢者はバス停留所までの距離があり大変 ・地元で働けるよう、学生に就職先をあっせんしたり、雇用を増やしていく必要がある

5-2-3. 地域2の課題

【課題①】JR基山駅周辺の求心力向上が必要

町の中心拠点である基山駅周辺の魅力を向上させるためには、利便施設を維持・集積し、周辺エリアの高度利用を推進する必要があります。

【課題②】3拠点の連携によるにぎわい創出が必要

地域2には中心生活拠点と行政機能拠点、文化交流拠点の3つの拠点があり、拠点間の回遊性を向上することでにぎわいを創出する必要があります。

【課題③】流通・工業用地の集積による経済発展・雇用創出が必要

地域2の東側は町の経済を支える工業・流通機能が集積しており、これらの環境を維持・発展させる必要があります。

5-2-4. 地域づくりの目標

地域2における課題をふまえ、地域2におけるまちづくりの方針を以下の通り設定します。

- (1) JR基山駅周辺の求心力向上
- (2) 3拠点の連携による回遊性向上・にぎわい創出
- (3) 流通・工業用地の集積による経済発展・雇用創出

5-2-5. 整備方針

地域2におけるまちづくりの方針を、[拠点]、[土地利用]、[道路・交通軸]、[自然環境]の4つの分野に設定します。

【拠点】

(中心生活拠点)

JR 基山駅周辺においては、町の中心部として必要な機能のほか、業務施設の集積を図り、高度利用を推進します。

その他、モール商店街等の商業施設の賑わいを創出するため、中心市街地活性化のための事業を推進していきます。

(広域交通拠点)

JR 基山駅の利便性向上を図るため、駐輪場やバス停留所の機能向上など自家用車以外でも利用しやすい環境形成を図っていきます。

また、休憩施設や電子看板を活用し、交流や町の情報発信を継続して実施します。

(行政機能拠点)

基山町役場や保健センターなどの機能充実を図るほか、必要に応じた施設の維持管理を進めていきます。

また、JR 基山駅までの区間の公共交通利便性の向上や歩行環境の形成により、拠点間の回遊性向上を目指します。

(文化交流拠点)

基山町立図書館や基山町福祉交流館など、交流施設としての機能充実を図るほか、必要に応じた施設の維持管理を進めていきます。

また、JR 基山駅までの区間の歩行環境形成により、拠点間の回遊性向上を目指します。

【土地利用】

(市街地ゾーン)

住宅エリアにおいては、住宅としての利用を基本とし、住宅と商業、業務系用途の建物との共存を適正に誘導することで、移住定住の促進を図っていきます。老朽空家については補助制度を活用しながら除却を推進し、ゆとりある良好な住環境の形成を目指します。

商業業務エリアにおいては、立地適正化計画で位置づけた誘導施設や業務機能の集積を図るほか、高度利用を推進し、若者世代・子育て世代の移住定住促進を図ります。

沿道商業エリアについては、自動車利用を目的とした商業施設の集積を図り、住宅の立地については住宅エリアへの誘導を図ります。

新市街地エリアにおいては、地区計画による宅地整備を検討し、移住定住の促進を図っていきます。

(産業ゾーン)

地域東部にある産業エリアにおいては、産業・流通機能のさらなる活性化を図るため、良好な産業用地としての整備を図っていきます。

また、地区計画などの制度も活用しながら、産業用地としての基盤整備を進めるほか、町内の産業振興を目指す観点から、容積率の緩和も検討していきます。

(森林環境ゾーン)

森林環境エリアについては、町森林整備事業による森林の保全を行います。

(歴史文化ゾーン)

歴史文化ゾーンについては、『基山町歴史的風致維持向上計画』に基づき、周辺環境に配慮しながら事業を進めていきます。

【道路・交通軸】

都市計画道路牛会・ハツ並線の改良工事を実施し、地域内の利便性向上を目指します。

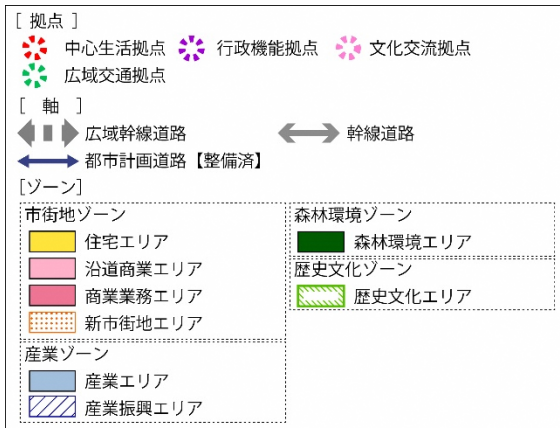
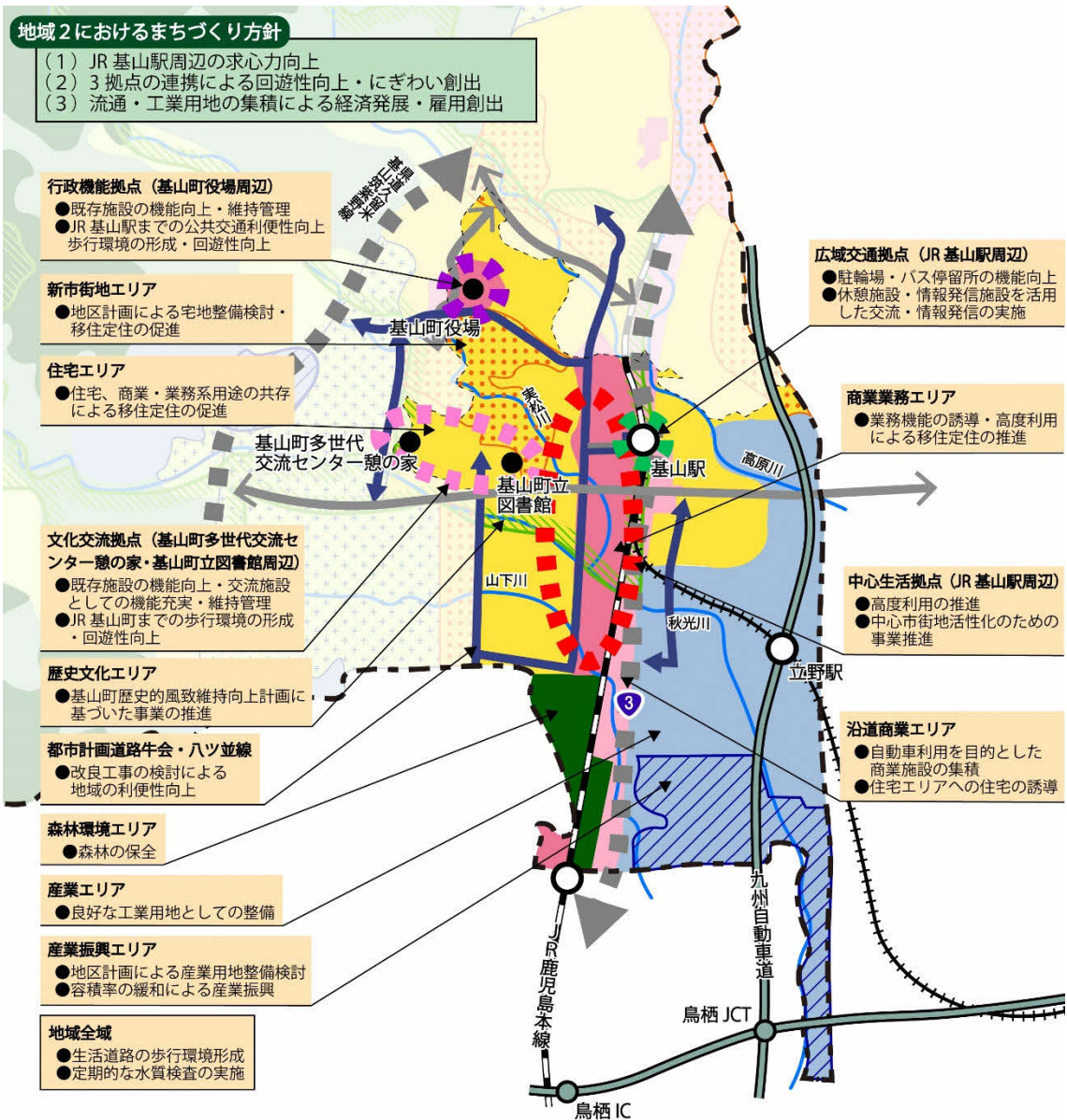
生活道路については、ラバーポールなどの交通安全施設や道路改良等によって、歩行者が安全に通行できる環境を目指します。

【自然環境】

「基山町環境基本計画」に基づき、豊かな自然環境を保全するための施策を推進します。

地域内を流れる河川の水質保全を図るため、定期的な水質検査を実施します。また、公共下水道計画地域内や宝満川流域下水道の下水道幹線等整備推進や下水道未整備地域の合併処理浄化槽の設置及び維持を推進するほか、定期的な水質検査を実施します。

地域2のまちづくり方針図



5-3. 地域3における方針

5-3-1. 地域3の特性

地域3は町の西部に位置し、地域の大半が山林となっています。

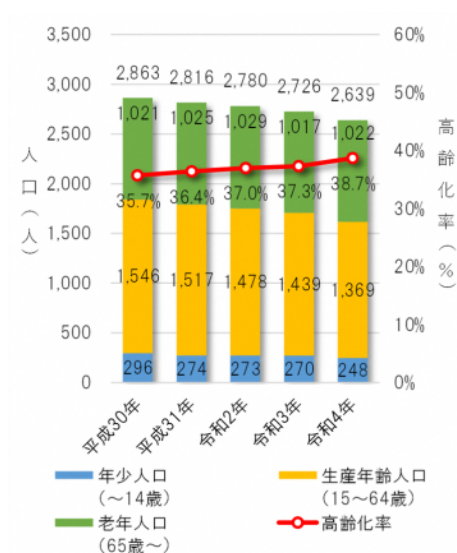
地域内には基肄城跡、大興善寺や荒穂神社などといった歴史資源が多数あり、これらの歴史資源を保全するための取り組みがされています。

平野部においては農地が広がっており、後背の山林と併せて基山町の良好な自然環境が形成されているほか、観光農園が立地しています。

人口動向を見ると、全世代の人口が減少している一方で高齢化率は増加傾向にあります。

住民意向としては、ゴミ収集・処理環境の整備状況や保育施設などの子育て環境、日用品の買い物の便利さについて満足度が高い一方で、下水道の整備や魅力ある市街地の形成、上水道整備について満足度が低い結果となっています。

地域3における人口動向

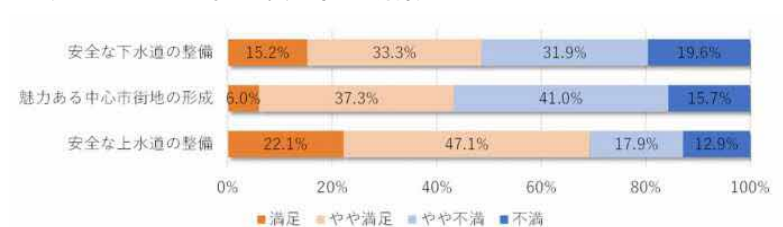


出典：住民基本台帳

地域3において満足度が高い指標



地域3において満足度が低い指標



出典：基山町都市計画マスタープラン策定にあたっての町民アンケート

5-3-2. 地域別懇談会の意見

令和4年1月に地域別懇談会を実施し、各地域の住民に基山町のまちづくりについて意見の聴取を行いました。地域3の主な意見は以下の通りです。

良いと思う点	・観光農園が立地したが、このような動きを進めると、地区の環境は更に良くなる ・基肄城跡や大興善寺などの地域内の歴史資源があるので、これらをより活用できれば良い
悪いと思う点	・集落に入る道が狭く、救急車が入ることができないところがある。 ・地域内は休耕田だらけ。他の作物をつくるための企業誘致をしてほしい。 ・農業従事者の高齢化が進んでいるが、農地へのアクセス性が悪く、ほかの人に田や畑を任せられない。

5-3-3. 地域3の課題

【課題①】観光農園や大規模農業企業の誘致による農業の活性化が必要

農地を保全し、農業の活性化を進めていくためには、観光農園や大規模農業企業の誘致を推進していく必要があります。

【課題②】歴史資源の保全による魅力形成が必要

地域内に点在する歴史資源をより多くの人に発信するためには、歴史資源の周辺エリアも含めて保全・活用を図っていく必要があります。

【課題③】都市基盤の整備による集落環境の向上が必要

地域内に居住する人の利便性を確保するためには、必要に応じて道路や上下水道といった都市基盤の整備を進めていく必要があります。

5-3-4. 地域づくりの目標

地域3における課題をふまえ、地域3におけるまちづくりの方針を以下の通り設定します。

- (1) 観光農園や大規模農業企業の誘致による農業の活性化
- (2) 歴史資源の保全による魅力形成
- (3) 都市基盤の整備による集落環境の向上

5-3-5. 整備方針

地域3におけるまちづくりの方針を、[土地利用]、[道路・交通軸]、[集落環境]の3つの分野に設定します。

【土地利用】

（市街地ゾーン）

住宅エリア（新市街地エリア）においては、地区計画による宅地整備を検討し、移住定住の促進を図っていきます。

（産業ゾーン）

地域中央部および地域南部に位置する産業エリアにおいては、工場・流通機能の更なる活性化を図るため、良好な産業用地としての整備を図っていきます。

また、地区計画などの制度も活用しながら産業用地としての基盤整備を進め、産業振興エリアにおいては、併せて産業振興のために容積率の緩和を検討します。

（田園環境ゾーン）

農地環境エリアについては、担い手の育成・確保に向けた取り組みや、遊休農地の活用、体験農園整備を行いながら、農地環境を保全していきます。

農地集落エリアについては、農地等の適切な維持管理を行うほか、集落における住環境の維持を図っていきます。

6次産業化推進エリアについては、6次産業化施設の誘致を推進するために容積率の緩和を検討します。

また、国の指定を受けた7地区の棚田地域等の保全を図ります。

（森林環境ゾーン）

森林環境エリアについては、町森林整備事業による森林の保全を行います。

（歴史文化ゾーン）

歴史文化ゾーンについては、『基山町歴史的風致維持向上計画』に基づき、基肄城跡などの歴史資源を保全・活用による拠点形成を図るほか、自然・歴史資源を活かした散策路の整備を検討します。

【道路・交通軸】

都市計画道路黒谷線の未整備区間について整備を検討します。

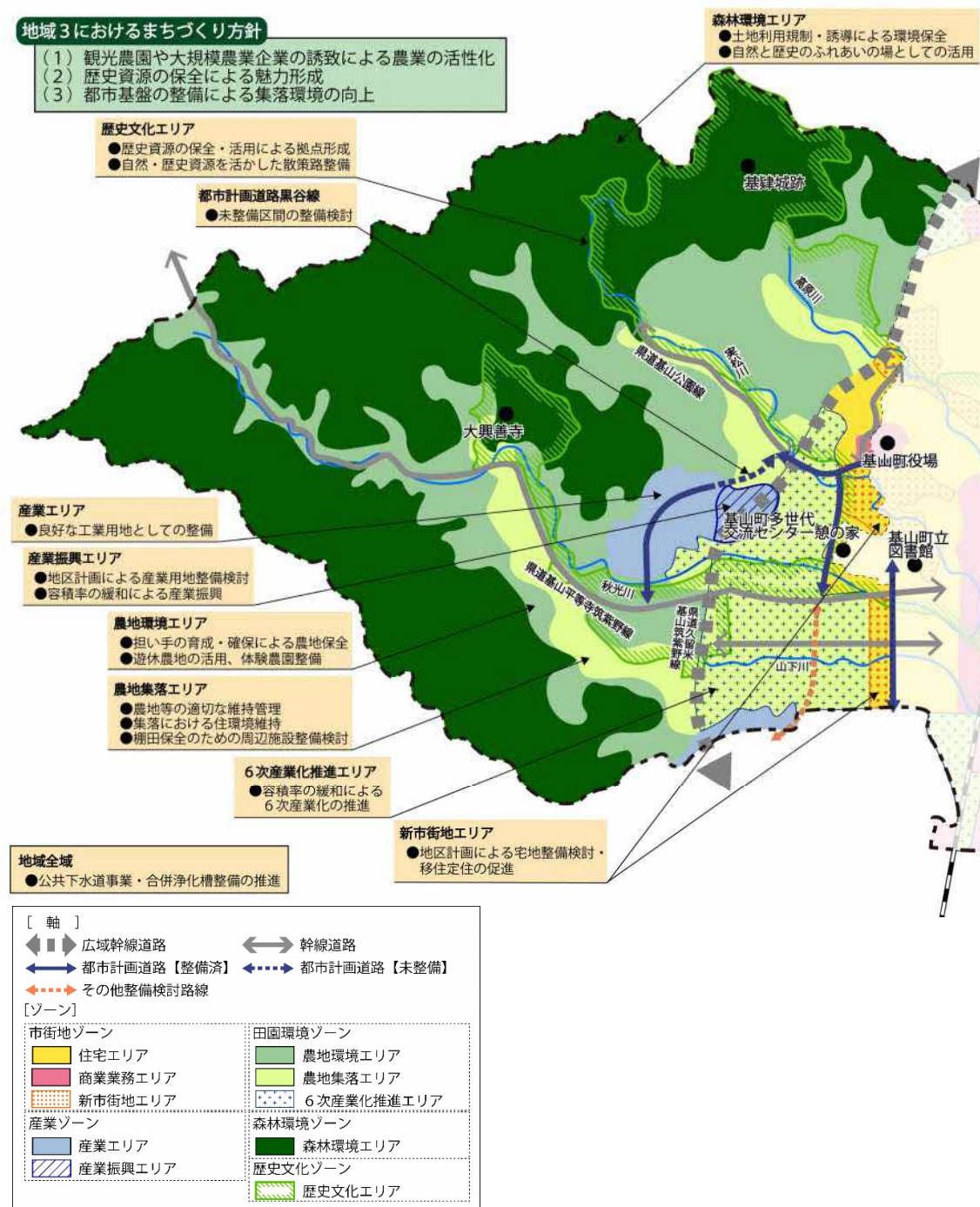
【集落環境】

地域の伝統文化を継承していくために、今後も地域活動の支援を継続的に行っていきます。

また、公共下水道事業や合併浄化槽整備を推進することによって、地域の生活利便性向上を図ります。

加えて、地域における福祉環境の向上のために、老人福祉施設の整備を検討します。

地域3のまちづくり方針図



第6章 実現化方策

6-1. まちづくりの実現に当たっての基本的な考え方

まちづくりの本来の目的は、あらゆる人々にとって安全、快適で美しい空間づくりをしていくことであり、人々が愛着心や満足感を持って永続的に活動することにあります。

このようなまちづくりを実現するためには、公共空間のみならず町民や事業者の所有する空間も大きく関わるため、町民や事業者の理解と協力が不可欠です。

このため、町民、事業者、行政のあらゆる主体がまちづくりの方向性を共有し、互いの主体性を尊重して自らの責任と役割を認識しながら実現に向けて取り組むことを基本とします。

6-2. まちづくりの実現に当たっての取組

6-2-1. 計画的な事業実施

都市計画マスタープランは、おおむね 20 年後の都市像を描いたものであり、それを実現するためには多岐にわたる事業を展開していかなければなりません。

そのため、長期的かつ段階的な視点に立って、効率的な事業展開のための事業計画を策定し、それに従って整備を進めていきます。

また、限られた財源の中で事業を推進するために、事業の緊急性、投資効果、波及効果、他事業や他都市との連携等を踏まえることが必要です。このため、多様な視点から優先順位を検討し、計画的に事業を推進します。

さらに、これらの内容や進捗状況等の情報は、町民や事業者へ公開します。

6-2-2. 都市計画決定への反映

都市計画マスタープランは、都市の将来像を実現していくための基本方針です。

個々の施策や事業の推進に当たっては、本町の総合計画や県の都市計画区域マスタープラン等の上位計画との整合を図りながら、都市計画マスタープランの方針に基づき町民や事業者の企画提案や理解と協力を得ながら、社会経済情勢や地域状況の変化等にも的確に対応しつつ、適切に決定や変更をします。

6-2-3. 協働のまちづくり事業の実施

町民主体のまちづくりの基本理念とし、まちづくりを協働により進めていく基本的なルールを定め、町民をはじめ事業者、議会、町の責務を明らかにすることで、町民が主体となる自治の実現を目的として、平成 23 年 4 月に「基山町まちづくり基本条例」を制定しました。

まちづくりの取組は、「基山町まちづくり基本条例」の規定に従い、広く情報公開し、町民に提案や理解と協力を求め実施します。

6-2-4. 協働のまちづくりを支える仕組みづくり

(1) 情報の発信収集

将来のまちの姿やその実現に向けての取組について、町民、事業者、行政それぞれで情報を共有する必要があります。

そのため、「基山町まちづくり基本条例」の規定に従い、町民参加を保障するため、パブリックコメント、アンケート調査、説明会等を実施するなど町民が意見等を提案できるよう、重要な計画の趣旨や内容等について情報を提供します。

(2) 横断的な取組の推進

都市整備を効果的かつ効率的に進めていくためには、公共施設の配置等の各種の施策を総合的に調整し、推進していくことが必要です。

そのため、庁内関係各課が連携して、事業の進行をチェックしながら問題に対処し、事業の評価や改善等を行います。

(3) 隣接自治体等関係機関との連携

国道や県道の安全対策、河川整備等については、国、県、隣接自治体との連携を強化していくとともに、本町の施策への協力を要請します。

また、市街地、道路、河川、農地や自然環境の保全のあり方について、隣接自治体と行政界を超えた密接な連携を図り、調和のとれたまちづくりを進めます。